

中央区

セーフティ 交通安全伝言板

平成25年8月
中央区交通安全運動推進委員会
区民センター内 271-1095

No. 44号



の交通安全市民総ぐるみ運動が始まります!!

9月21日(土)～9月30日(月)

運動の重点

期別運動の視点

●高齢者の交通事故防止 ●自転車の安全利用の推進

- ・日没時間が早まることによる夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。
- ・全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用
- ・飲酒運転の根絶

中央区内で3件の死亡事故発生!

中央区内で、相次いで、3件3人の死亡事故が発生するという深刻な事態となりました。

7月に起きた事故の2件が自転車対車、8月に起きた事故はオートバイ対車、でした。これから、行楽の季節で外出する機会が増えると思いますので、乗用車やバイク、自転車を運転する人は、速度を落として安全運転を心がけてください。

○7月19日 午前10時45分頃 中央区市道 自転車×乗用車

乗用車が直進中、左側歩道上から横断した自転車と衝突。

自転車の女性(79)が死亡。

○7月19日 午前10時58分頃 中央区国道230号線 自転車×乗用車

自転車走行指導帯上で信号待ち停止中の自転車に直進中の乗用車が後方から衝突。

自転車の男性(60)が死亡。

○8月4日 午後7時35分頃 中央区市道 オートバイ×乗用車

乗用車が右折する際、対向直進のオートバイに気付くのが遅れ衝突。

オートバイの男性(47)が死亡。

自転車のこんな乗り方 印

ルール違反は懲役や罰金の対象にも...

- ・二人乗り 罰則 2万円以下の罰金・または科料
- ・無灯火運転 罰則 5万円以下の罰金(過失も同じ)
- ・歩行者妨害 罰則 2万円以下の罰金・または科料
- ・信号無視 罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失は10万円以下の罰金)
- ・飲酒運転 罰則 (酒酔い運転) 5年以下の懲役・または100万円以下の罰金

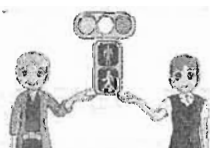


※自転車で交通事故を起こして加害者になった場合、刑事責任や民事責任などを問われることがあります。また、自転車側が被害者の場合でも、過失があると損害賠償が減額されることも。快適な自転車生活を送るためにも、ルールやマナーを守って安全に運転することが大切です！

交通安全教室

高 齢 者

★8月から10月までの期間は高齢者の交通安全教室を開催しています。高齢者の事故原因などを、わかりやすく説明しています。多くのクラブのご参加をお待ちします。



幼 稚 園 ・ 保 育 園

★11月から12月までの期間は冬の交通安全教室を開催します。冬道の道路の危険について、わかりやすく、楽しく指導します。お楽しみに！



◆ 交通事故発生状況(累計)

平成25年1月1日から8月5日現在

	発生件数	増減数	死者数	増減数	負傷者数	増減数
中 央 区	709	-49	3	0	800	-61
札 幌 市	3,726	13	12	0	4,221	-75
北 海 道	8,051	-566	32	1	9,602	-822